

平成 27 年度

労働保険年度更新のしおり

1. 第2種特別加入者（一人親方等の特別加入者）の年度更新事務処理について

- 平成 26 年度の確定申告
継続加入者 及び 平成 26 年度に「4 月 1 日付新規加入」「年度途中に途加入」「脱退」した者について確定精算の申告を行います。
- 平成 27 年度の概算申告
平成 27 年度について「継続加入者」「新規加入者」により概算保険料を算定し申告を行います。
なお、「新規加入希望者」「脱退希望者」は、必ず事前(希望日の 30 日前)に「特別加入に関する変更届(様式第 34 号の 8)」を所轄監督署を経由して労働局長へ提出する必要があります。
- 一人親方等の保険料
特別加入保険料については、原則として1保険年度単位ごとの定額制とされていますが、保険年度の途中で新たに特別加入が認められた場合 及び 保険年度途中で特別加入を脱退した場合については、「別紙様式第 1 号 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」により月割り計算します。

2. 年度更新申告の提出書類について

- ①年度更新申告書 ※ 納付書は金融機関へ(口座振替は除く)
- ②組様式第 6 号(乙)保険料申告書内訳
- ③別紙様式第 1 号 特例計算対象者内訳 ※年度「途中加入者」及び「中途脱退者」がいる場合に提出
- ④特別加入者名簿の作成(任意用紙)

なお、給付基礎日額変更を希望する場合は、前年度中に事前の申請が可能です。

必ず、前年度の 3 月 2 日～3 月 31 日までに「特様式第 2 号給付基礎日額変更申請書」を、所轄監督署を経由して労働局長へ提出して下さい。

以上について、下記及び次ページ見開きの記入例を参照して作成の上、提出書類は必ず期限内に所轄監督署又は労働局に提出し、納付書は金融機関で納付(口座振替は除く)して下さい。

<平成 26 年度確定申告>

記入例では「特別加入者名簿」整理番号1～5が平成 26 年度中に在籍していた全特別加入者です。
各加入者の保険料算定基礎額は「特別加入保険料算定基礎額表」から算定します。

一年間加入者は整理番号1、2、4で年額での算定となります。

平成 26 年度 途中加入者は整理番号 5、また平成 26 年度 中途脱退者は整理番号 3 で、ともに加入月数に応じた月割り計算となります。なお、年度中途加入者、脱退者の分については、必ず「別紙様式第 1 号 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を作成します。

次に各加入者の保険料算定基礎額を合計し、千円未満を切り捨てた金額を「組様式第 6 号(乙)保険料申告書内訳」に記入し保険料率を乗じて確定保険料を算出します。

<平成 27 年度概算申告>

記入例では「特別加入者名簿」の整理番号1、2、4、5(平成 27 年度加入者)の4人が対象となり、各保険料算定基礎額は年額算定となりますので集計したものを「組様式第 6 号(乙)保険料申告書内訳」の保険料算定基礎額総計に記入し保険料率を乗じて概算保険料を算出します。

以上により、確定・概算保険料額を年度更新申告書に転記し、今期納付額を納付書(領収済通知書)に転記します。

特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎 日額	保険料算 定基礎額	特例の 1/12 の額	加入期間別の保険料算定基礎額									
			2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月	7 か月	8 か月	9 か月	10 か月	11 か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

第二種特別加入保険料率表

種類の番号	事業又は作業の種類	労災保険率	
		26 年度	27 年度
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。) 第 46 条の 17 第 1 号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	1000 分の 14	1000 分の 13
特 2	労災保険法施行規則第 46 条の 17 第 2 号の事業(建設業の一人親方)	1000 分の 19	1000 分の 19
特 3	労災保険法施行規則第 46 条の 17 第 3 号の事業(漁船による自営業者)	1000 分の 45	1000 分の 46
特 4	労災保険法施行規則第 46 条の 17 第 4 号の事業(林業の一人親方)	1000 分の 52	1000 分の 52
特 5	労災保険法施行規則第 46 条の 17 第 5 号の事業(医薬品の配置販売業者)	1000 分の 7	1000 分の 7
特 6	労災保険法施行規則第 46 条の 17 第 6 号の事業(再生資源取扱業者)	1000 分の 13	1000 分の 14
特 7	労災保険法施行規則第 46 条の 17 第 7 号の事業 (船員法第 1 条に規定する船員が行う事業)	1000 分の 50	1000 分の 49
特 8	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 1 号ロの作業(指定農業機械従事者)	1000 分の 4	1000 分の 3
特 9	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 2 号イの作業(職場適応訓練受講者)	1000 分の 4	1000 分の 3
特 10	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 3 号イ又はロの作業 (金属等の加工、洋食器加工作業)	1000 分の 15	1000 分の 16
特 11	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 3 号ハの作業(履物等の加工の作業)	1000 分の 8	1000 分の 7
特 12	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 3 号ニの作業(陶磁器製造の作業)	1000 分の 16	1000 分の 17
特 13	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 3 号ホの作業(動力機械による作業)	1000 分の 3	1000 分の 4
特 14	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 3 号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	1000 分の 18	1000 分の 18
特 15	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 2 号ロの作業 (事業主団体等委託訓練従事者)	1000 分の 4	1000 分の 3
特 16	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 1 号イの作業(特定農作業従事者)	1000 分の 9	1000 分の 9
特 17	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 4 号の作業(労働組合等常勤役員)	1000 分の 5	1000 分の 4
特 18	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 5 号の作業(介護作業従事者)	1000 分の 7	1000 分の 6